

【再公募】

(仮称)地域 DX センター整備事業
設計・施工者選定
第2回公募型プロポーザル
実施要領

令和4年9月

一般財団法人塩尻市振興公社

目 次

| | | |
|----|---------------------|--------|
| 1 | 目的 | - 1 - |
| 2 | 本事業の概要 | - 1 - |
| 3 | 実施設計・工事監理及び施工者の選定方式 | - 2 - |
| 4 | 事務局 | - 2 - |
| 5 | 参加資格 | - 3 - |
| 6 | 日程 | - 6 - |
| 7 | 実施要領等の交付 | - 6 - |
| 8 | 現場説明会 | - 7 - |
| 9 | 質問の受付及び回答 | - 8 - |
| 10 | 参加表明書の作成及び提出方法 | - 8 - |
| 11 | 技術提案書の作成及び提出方法 | - 9 - |
| 12 | 審査の実施及び結果の通知 | - 11 - |
| 13 | 審査基準 | - 14 - |
| 14 | 契約に関する事項 | - 14 - |
| 15 | 失格基準 | - 14 - |
| 16 | その他 | - 14 - |
| 17 | 支払いに関する事項 | - 15 - |

1 目的

塩尻市では、令和3年5月に策定した「塩尻市デジタル・トランスフォーメーション戦略」に基づき、地域課題の解決と地域住民の生活の質の向上を目指して行政 DX と地域 DX の各領域で戦略的に自治体 DX 関連の事業を展開しています。特に、地域 DX 領域においては、自動運転やのるーと塩尻といった交通 DX 分野を中心として、全国的にも先進的な都市機能を早期に地域実装すべく、官民協働の取り組みを進めているところです。

(仮称)地域DXセンター整備事業は、前述のような地域DX領域の取組みをさらに加速し、より多くの都市機能を早期に実装するため、先進的な技術やノウハウを有する都市部企業や大学研究機関、関係省庁等が集積し、官民協働による新たな都市機能の研究・開発・実装を担う拠点としてサテライトオフィスやコワーキング、交流スペース等の機能を備えた拠点を整備するものです。

(仮称)地域 DX センター整備事業設計・施工者選定第2回公募型プロポーザル(以下、「本プロポーザル」という。)は、本事業の特性等を十分に理解し、実績・能力等を兼ね備えた優れた設計・施工者を選定するため、公募型プロポーザルによって提案を求めるものであり、本要領はその手続きについて必要な事項を定めるものです。

2 本事業の概要

(1) 事業名

(仮称)地域 DX センター整備事業 改修工事

(2) 発注者

一般財団法人塩尻市振興公社

(3) 工事場所

長野県塩尻市大門一番町7番1号 ウイングロードビル 2階一部区画

(4) 整備対象施設

サテライトオフィス、コワーキング、交流スペース等

※整備対象施設の詳細は、(仮称)地域 DX センター整備事業の要求水準書及び基本設計図書を参照してください。

(5) 対象業務

本事業の対象業務(以下「本業務」という。)は、次のとおりです。

ア 整備対象施設に係る実施設計業務及び各種申請業務(以下「設計業務」という。)

イ 整備対象施設に係る監理業務(以下「監理業務」という。)

ウ 整備対象施設に係る解体除却工事、建築工事、電気設備工事及び機械設備工事(衛生設備工事、空調設備工事)(以下「施工業務」という。)

エ 本公社が別途実施する付帯工事との取り合い部分の設計業務、施工業務及び申請業務の調整

オ その他事業実施に伴うイベント等の実施又は協力

本業務の実施に係る詳細は、(仮称)地域DXセンター整備事業の要求水準書に記載のとおりです。

(6) 履行期間

ア 契約締結日の日から令和5年3月10日までとします。

ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えありません。

イ 業務別の履行期間の目安は、以下のとおりを想定しています。

設計業務: 契約締結の日～令和4年11月30日

監理業務: 令和4年12月1日～令和5年3月10日

施工業務: 令和4年12月1日～令和5年3月10日

(7) 提案上限価格

本業務に係る提案上限価格は、363,000千円(税込)とします。

※上記価格を超えた提案は失格とします。

3 実施設計・工事監理及び施工者の選定方式

公募型プロポーザル方式

4 事務局

一般財団法人塩尻市振興公社(担当: 荻上、田村)

住 所 〒399-0737

長野県塩尻市大門八番町1番2号

塩尻インキュベーションプラザ事務室

電 話 0263-51-0802

E-mail sip-member@shiojiri.com、sentan@shiojiri.com、

shisetsu@city.shiojiri.lg.jp

※3つのメールアドレスを宛先に設定して送信してください。

※全てのメールの件名冒頭に「【地域DXセンター】」と記載してください。

(例)「【地域DXセンター】(※参加者名※)現場説明会参加申込」

本業務の支援を、塩尻市産業振興事業部先端産業振興室及び同市総務部公共施設マネジメント課(以下、「先端産業振興室等」という。)に依頼しています。本公社からの支援依頼に基づいて先端産業振興室等から依頼等が行われた場合には、これを本公社によるものとして対応してください。

また、本事業の基本設計者(エーシーエ設計・小口設計共同企業体)が実施設計・施工業務においてもデザイン監修者として関与します。デザイン監修者は、基本設計及び本公社の意図が実施設計及び施工に適切に反映されているかを監修し、本公社を支援します。

5 参加資格

(1) 参加者の構成等

参加表明書を提出する者(以下「参加者」という。)は、本要領等の公開の日(令和4年9月16日(以下「公開日」という。))において、5(2)に掲げるすべての要件を満たしている単独企業又は2者以上によって結成された特定建設工事共同企業体又は設計者と施工者によって結成された設計・施工共同企業体(以下「JV」という。)とします。

なお、JVの代表者(以下「代表構成員」という。)は、施工業務を行う者とします。

(2) 共通する参加要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

ア 令和3、4年度塩尻市入札参加資格者に登録された者であること。なお、登録のない者においては、参加表明時に登録者と同等の資格があることを確認するための書類を合わせて提出し、確認を受けるものとする。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。

エ 国税及び地方税に滞納がないこと。

オ 塩尻市暴力団排除条例(平成24年塩尻市条例第7号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

カ 公開日から契約締結日までの間に、国及び地方公共団体から、それぞれの規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

キ 本業務全体の統括責任者(以下「統括代理人」という。)として、常勤で3か月以上の雇用関係にあり、要求水準書に示す資格を有する者を配置できること。

なお、統括代理人は、JVで参加する場合は代表構成員から配置できること。

ク JVで参加する場合の出資比率の最低限度基準は、2者の場合は30%以上、3者以上の場合は20%以上とする。ただし、設計者を構成員とする場合は、設計者の出資比率の最低限度基準を設けない。

ケ 構成員は、他のJV又は単独で本プロポーザルに参加していないこと。

(3) 業務別の参加要件

参加者は、それぞれ次に掲げる要件を満たす者とします。

ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(ア) 建築士法第26条第2項の規定による建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

- (イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降に発注され、公開日までに完了した、次の要件を満たす設計業務を元請として履行した実績があること。JV を結成して受注した業務又は設計施工一括発注方式によって受注した業務については、主たる設計事業者として履行した案件のみを実績として取り扱う。

なお、本プロポーザルに JV で参加する場合は、代表構成員又は構成員のいずれかが保有する実績で構わない。

<要件>

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二による建築物の類型第四号第一類の事務所等又は同号第二類の庁舎等に該当する建築物の新築、改築又は改修の実設計業務。

なお、ここで言う「改修」とは、大規模な模様替えを伴う工事を指します。以下、同様とします。

- (ウ) 設計管理技術者及び意匠設計主任技術者として、常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、設計業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を配置できること。

イ 監理業務に係る要件

監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (ア) 建築士法第 26 条第 2 項の規定による建築士事務所の閉鎖期間中でないこと。

- (イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降に発注され、公開日までに完了した、次の要件を満たす監理業務を元請として履行した実績があること。JV を結成して受注した業務又は設計施工一括発注方式によって受注した業務については、主たる工事監理事業者として履行した案件のみを実績として取り扱う。

なお、本プロポーザルに JV で参加する場合の実績要件は、代表構成員又は構成員いずれの実績でも可とする。

<要件>

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二による建築物の類型第四号第一類の事務所等又は同号第二類の庁舎等に該当する建築物の新築、改築又は改修の工事監理業務。

- (ウ) 監理業務管理技術者として、常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、監理業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を配置できること。

ウ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (ア) 公開日において、建築一式工事について、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく特定建設業の許可を受けていること。

- (イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降に発注され、公開日までに引き渡し完了した、次の要件を満たす工事を元請として施工した実績があること。JV を組成して受注した業務については、代表者として履行した案件のみを実績として取り扱う。

なお、本プロポーザルに JV で参加する場合の実績要件は、代表構成員又は構成

員いずれの実績でも可とする。

<要件>

平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添二による建築物の類型第四号第一類の事務所等又は同号第二類の庁舎等に該当し、延床面積 1,000 m²以上の建築物（ただし、複合施設の場合は、別用途（類型第四号以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 m²以上の場合に限る。）の新築、改築又は改修の施工業務。

- (ウ) 現場代理人及び監理技術者として、常勤で 3 か月以上の雇用関係にあり、施工業務開始時点で要求水準書に示す資格を有する者を配置できること。
なお、現場代理人は、JV の場合は代表構成員から配置できること。

参加者の構成ごとの担当者の所属条件

| | 単独企業 | JV |
|-----------|----------|-----------|
| 統括代理人 | 単独企業に属する | 代表構成員に属する |
| 設計管理技術者 | 単独企業に属する | 構成員に属する |
| 設計主任技術者 | 単独企業に属する | 構成員に属する |
| 監理業務管理技術者 | 単独企業に属する | 構成員に属する |
| 現場代理人 | 単独企業に属する | 代表構成員に属する |
| 監理技術者 | 単独企業に属する | 構成員に属する |

参加者の構成ごとの実績要件

| | 単独企業 | JV |
|------|----------|---------|
| 参加要件 | 単独企業が有する | 構成員が有する |

(4) 再委託

参加者は、設計及び監理業務に関する専門分野（設計管理技術者、意匠の設計主任技術者及び監理業務管理技術者を除く。）について、発注者の承諾を得て再委託することができます。ただし、この再委託先は、前記(2)のイからカの参加要件を満たすこととします。また、この再委託先は、本プロポーザルに参加しない者であることとします。

(5) 参加等に関する制限

次に掲げる者は、参加資格を有していても本プロポーザルには参加できないものとします。また、参加者は次に掲げるものから直接的又は間接的に支援を受けることはできません。

- ア (仮称)地域 DX センター整備事業 設計・施工者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)の委員及びその家族
イ 審査委員会の委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に属する者
ウ 審査委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属

している者

- エ 本事業の基本設計者及びその関連企業(会社法(平成17年法律第86号)第2条に規定する親会社と子会社の関係にある者及び親会社を同じくする子会社同士にある者、又は一方の会社の役員が他方の会社役員を兼ねている者)の役員及び社員

6 日程

| | 内 容 | 日 程 |
|---|------------------------|------------------------------------|
| ア | 実施要領等の公開 | 令和4年9月16日(金) |
| イ | 現場説明会の受付期間 | 令和4年9月16日(金)から 令和4年9月20日(火)正午まで |
| | 現場説明会 | 令和4年9月21日(水)午前10時から |
| ウ | 質問の受付期間 | 令和4年9月20日(火)から 令和4年9月27日(火)正午まで |
| エ | 質問への最終回答 | 令和4年9月28日(水) |
| オ | 参加表明書の提出期間 | 令和4年9月20日(火)から 令和4年9月26日(月)正午まで |
| カ | 参加資格確認結果及び 参加者番号の通知 | 令和4年9月27日(火)予定 |
| キ | 技術提案書の提出期間 | 令和4年10月4日(火)から 令和4年10月5日(水)正午まで |
| ク | 審査会実施日 | 令和4年10月12日(水) |
| ケ | 審査結果の通知 | 令和4年10月13日(木) |
| コ | 契約締結・審査結果公開 | 令和4年10月中旬予定 |

7 実施要領等の交付

(1) 本公社公式ホームページ掲載資料

- ア (仮称)地域DXセンター整備事業 設計・施工者選定第2回公募型プロポーザル実施要領
- イ (仮称)地域DXセンター整備事業 設計・施工者選定第2回公募型プロポーザル審査基準
- ウ (仮称)地域DXセンター整備事業 要求水準書
- エ (仮称)地域DXセンター整備事業 設計・施工契約書(案)
- オ 第1回プロポーザル時の質問回答書

(2) 電子データによる提供資料

- ア 基本設計図書
- イ 要求水準書 添付資料

- ウ 既存施設図面(紙媒体のスキャンデータ)
- エ 第1回プロポーザル時の質問回答書添付図面

(3) 電子データの提供期間

令和4年9月20日(火) 午前9時から

令和4年9月30日(金) 午後3時まで

※土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除きます。最終日を除いて、午前9時から午後5時までの提供とします。

(4) 電子データの提供方法

電子データの受領を希望する場合は、(3)の期間内に事務局に対して電子メールにて提供を依頼してください。この際、守秘義務誓約書(様式1)に必要事項を記入して必ず添付してください。送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行ってください。

連絡担当者のメールアドレス宛に事務局から電子データ一式を提供します。

※提供資料は、本業務の技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。使用後は、情報漏洩のないように適正に廃棄してください。

8 現場説明会

(1) 申込期間

令和4年9月16日(金)から

令和4年9月20日(火)正午まで

(2) 申込方法

現場説明会への参加を希望する場合は、現場説明会参加申込書(様式2)を事務局あてに電子メールにて提出してください。

なお、送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行ってください。

(3) 現場説明会

ア 実施日時

令和4年9月21日(水)午前10時～午前11時30分(終了時刻は予定)

イ 集合場所

ウイングロードビル 2階エレベーター付近(係員がおりますのでお声がけください)

ウ 内容

(ア) 本公社及び塩尻市からの事業概要の説明

(イ) 事業対象地(バックヤード、搬入口等含む)の現況確認

エ その他

ウ(イ)の内容は動画又は写真の撮影及び音声の録音ができるものとします。ただし、事前に事務局に対して申し出るとともに、事務局の指示に従ってください。

また、事業対象地が存するビル全体は、本プロポーザル期間中も通常営業中です。

現場説明会以外の日程で現場確認や調査を行うことは厳に慎んでください。施設の運営管理上不適切と認められる事態が明らかになり、その内容が悪質である場合には当該参加者を失格とする場合があります。

9 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は以下のとおり質問書を提出してください。ただし、「要求水準書添付資料5 行政議事録」に関する質問は受け付けません。

ア 質問受付期間

令和4年9月 20 日(火)から
令和4年9月 27 日(火)正午まで

イ 提出方法

質問書(様式 3)に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、事務局あてに電子メールにて提出してください。
なお、送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行ってください。

ウ 回答方法

質問に対する回答は順次本公社公式ホームページに掲載することとし、最終回答は令和4年9月 28 日(水)とします。
なお、回答内容は、本実施要領及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱います。

10 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルへの参加希望者は、以下により参加表明書を提出してください。

(1) 提出期間

令和4年9月 20 日(火)午前9時から
令和4年9月 26 日(月)正午まで (※郵送物は9月 28 日(水)まで)

(2) 提出方法

提出書類は、PDF 形式で保存した電子データを、事務局あてに電子メールにて提出してください。原本書類は書留郵便(配達時間帯指定郵便)で別途提出してください。

なお、送受信容量やセキュリティの面で提出に不都合が生じる場合には事務局に対して提出方法を協議してください。

電子メールの送信又は郵送物の発送を行った際には、必ず事務局あてに電話にて連絡してください。

(3) 提出書類・部数

- ア 参加表明書(様式 4-1-1 又は 4-1-2) 2部
- イ 参加資格確認書(様式 4-2) 2部
- ウ 共同企業体協定書の写し(様式 5) 2部
- エ 事務所や技術者の資格、実績を確認できる資料 2部

オ その他必要に応じた書類 2部

(4) 参加表明書添付書類(登録者でない場合)

本実施要領 5(2)アに記載している塩尻市入札参加資格登録者でない場合は、参加表明書提出時に、登録に必要な書類一式(2部)を提出してください。

(5) 参加資格確認結果の通知

事務局において、参加者が本実施要領「5 参加資格」に記載している要件を全て満たしているかを確認し、その結果を参加者全員に対して、令和4年9月 27 日(火)までに電子メールにて通知します。併せて参加資格を有する者には参加者番号を通知しますので、以後の提出書類の記入欄に当該番号を記入してください。

11 技術提案書の作成及び提出方法

本プロポーザルへの参加希望者は、以下により技術提案書を提出してください。

(1) 作成及び配置予定技術者に係る条件

ア 作成に係る条件

要求水準書及び基本設計図書等に示す機能等を満たすとともに、その設計思想を尊重し、技術提案書を作成してください。

イ 配置予定技術者の条件

(ア) 統括代理人:要求水準書 4.(1).ウ.a.

(イ) 設計管理技術者及び設計主任技術者:要求水準書 4.(1).ウ.b.

(ウ) 現場代理人:要求水準書 4.(1).ウ.d.

(エ) 監理技術者:要求水準書 4.(1).ウ.e.

技術提案書に記載された配置予定技術者の変更は、原則として認めません。

ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情により配置予定技術者を変更する場合で、技術提案書に記載された配置予定技術者と同等以上の者と発注者が認めた場合を除きます。

(2) 技術提案書の提出方法

ア 提出期間

令和4年 10 月4日(火)午前9時から

令和4年 10 月5日(水)正午まで

イ 提出方法

提出書類は、事務局まで郵送により提出してください。必ず書留郵便(配達時間帯指定郵便)とし、受付期限までに送付物の到着確認を電話にて行ってください。また、発送後に、必ず事務局あてに電話にて連絡を行ってください。

ウ 提出部数

(ア) 技術提案書(様式 6-1) 2部

(イ) 提案価格見積書(様式 6-2、6-3) 1部(封書にして提出)

(ウ) 実績審査に係る提案書(様式 6-4) 2部

- (エ) 技術審査に係る提案書(様式 6-5、6-6) 18 部
(オ) CD-R 2部

※CD-R(容量が不足する場合は DVD-R)には、提出書類の電子データを格納してください[(様式 6-2、6-3)提案価格見積書及び提案価格見積書(内訳書)を除く]。電子データの保存方式は、PDF 形式とし、必ずウイルスチェックを行ったうえで提出してください。

エ 体裁及び書式

- (ア) 各書類は様式集に示された指定様式、順番、用紙サイズ及び枚数制限に従い作成してください。また、それぞれにページを付して、左上をステープル留めしてください。
- (イ) A3 判様式は、A4 判様式の大きさに折り込んでください。
- (ウ) 用紙の余白は、左右、最低 20mm 以上を確保してください。(ページ番号は除く)
- (エ) 技術提案書(様式 6-1)は、代表者名の記名押印のうえ、他の書類とは綴じ込まず、冒頭に添えて提出してください。
- (オ) 提案価格見積書(様式 6-2)及び提案価格見積書(内訳書)(様式 6-3)は、封筒に入れて封印し、本事業名、提案価格見積書在中である旨、参加者名及び受付番号を明記してください。
- (カ) 提出した提案価格見積書(様式 6-2)及び提案価格見積書(内訳書)(様式 6-3)の訂正はできません。
- (キ) 技術審査に係る提案書(様式 6-5、6-6)の作成に当たっては、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は、一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局にて黒塗りとする場合があります。
- (ク) 技術審査に係る提案書(様式 6-6)は、2枚以内で作成するものとし、文字のフォントは 11 ポイント以上(図表内の文字は制限しませんが、見やすさに配慮してください。)としてください。また、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。
- (ケ) 技術審査に係る提案書(様式 6-6)は、下記の提案項目に沿って記載してください。

- | |
|--|
| <p>(1) 業務全般</p> <ul style="list-style-type: none">ア 業務実施体制イ 事業全体の品質・コスト管理体制・方法ウ 設計・施工の工程管理体制・方法エ 業務期間中の情報発信 <p>(2) 設計業務</p> <p>各施設(サテライトオフィス、コワーキングスペース、交流スペース)を快適な空間とするための環境設計の工夫</p> <p>(3) 施工業務</p> <p>稼働中の商業ビル内での施工あたって、ビル管理や他のテナント、施設利用者に対する影響を最小限に抑える施工上の工夫</p> |
|--|

オ その他

都合により技術提案書の提出ができない場合又は技術提案書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式7)を提出してください。

なお、参加辞退届の最終提出は令和4年10月5日(水)の15時までとします。

(3) 技術提案書の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とします。

ア 参加者が前記「5 参加資格」を満たさないことが明らかになった場合。

イ 技術提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合(技術提案書の内容を確認するための書類が添付されていない場合を含む)。

なお、提出期限までに技術提案書が到着しないことを理由に技術提案書を無効とした場合、書留郵便(配達時間帯指定郵便)による配達でない者からの異議は受け付けません。

ウ 技術提案書の様式及び本実施要領に示された条件に適合しない場合。

エ 技術提案書その他の書類中に虚偽の内容が記載されている場合。

オ 参加者が2つ以上の技術提案書を提出した場合。

カ 提案上限金額を超えた提案価格見積書を提出した場合。

キ 技術提案書の提出から契約までの間に、技術提案書に記載した配置予定技術者が、本業務に携わることが困難となった場合。ただし、病気、事故、退職等やむを得ない事情がある場合を除きます。

ク 審査会に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、ヒアリング等の開始時刻に到着できなかった場合を除きます。

12 審査の実施及び結果の通知

(1) 審査の実施

本業務の優先交渉権者、交渉権者の選定は、学識経験者等で構成する審査委員会において、技術提案書、ヒアリング等に基づいた厳格な審査により行います。

ア 審査委員

不破 泰 (信州大学 副学長)

藤森 茂樹 (株式会社しおじり街元気カンパニー 社長)

古畑 久哉 (塩尻市 産業振興事業部長)

古畑 耕司 (一般財団法人塩尻市振興公社 理事長)

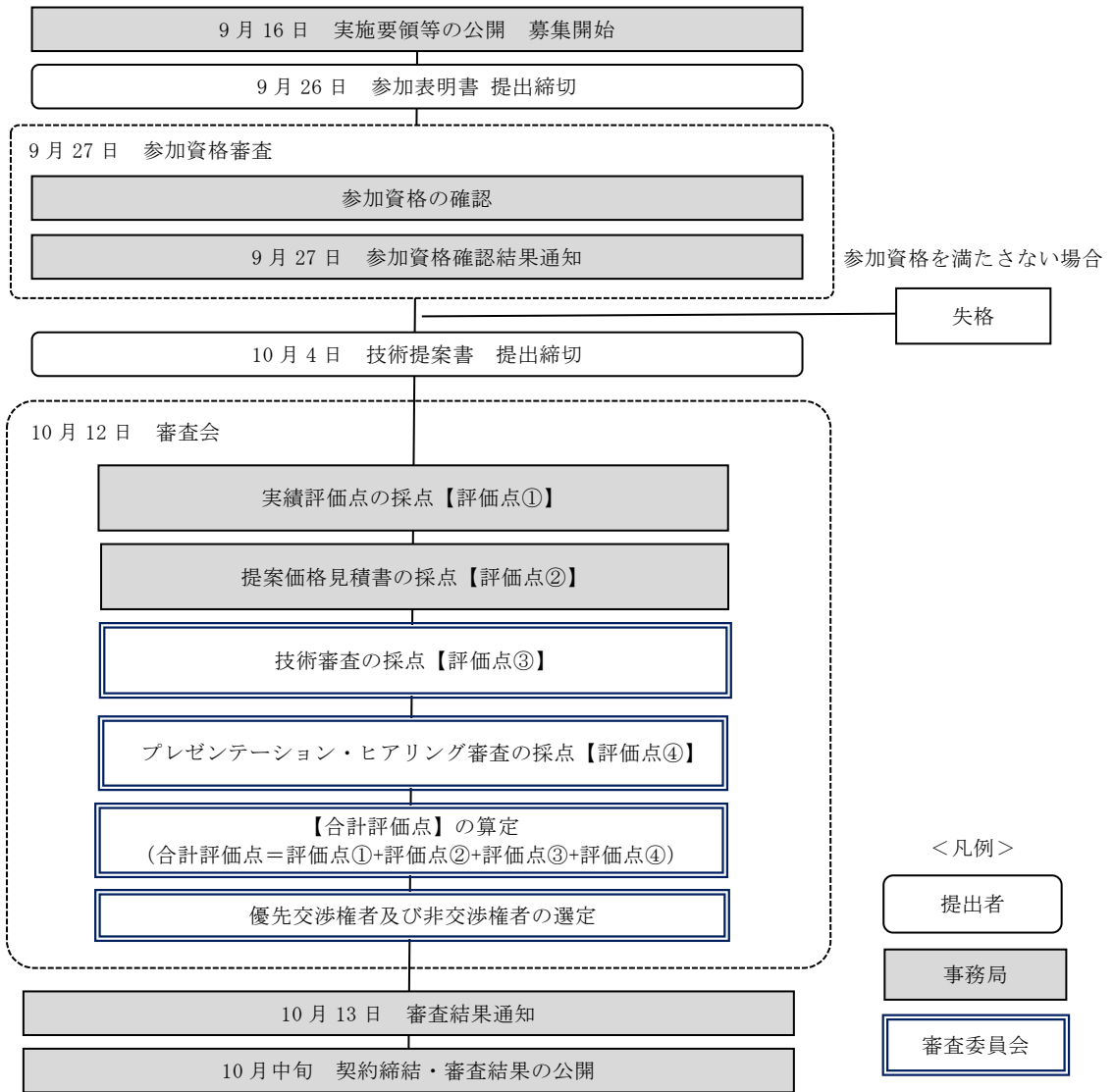
イ 審査方法

技術提案書等の書類審査とプレゼンテーション及びヒアリング(以下「ヒアリング等」という。)審査を実施し、優先交渉権者と交渉権者を選定します。審査結果は、審査会対象者全員に電子メールで通知するとともに、後日審査結果を本公社公式ホームページに掲載します。

<ヒアリング等実施方法>

- (ア) 実施日時の詳細及び会場は、別途通知します。
なお、ヒアリング等の順番は事務局にて抽選を行い決定するものとします。
- (イ) ヒアリング等は非公開で実施します。
- (ウ) ヒアリング等の出席者は、パソコン操作者を含めて5名以内とします。ただし、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括代理人、設計管理技術者、現場代理人の3名は必ず出席してください。なお、配置予定技術者以外の出席は認めません。
- (エ) プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書及びそこに記載した内容をパワーポイント等にて表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めません。投影用のパソコンは持参してください。(プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意します。)
- (オ) プレゼンテーションの持ち時間は15分とし、その後、審査委員からのヒアリングを20分程度行う予定です。
- (カ) ヒアリング等の実施時には、参加者を特定することができるような発言、着装等を禁止します。
- (キ) ヒアリング等への出席等に係る費用は、参加者の負担とします。

(2) 審査フロー



13 審査基準

別紙、審査基準のとおり。

14 契約に関する事項

(1) 契約の締結

審査委員会で選定された優先交渉権者と契約交渉を行います。次のいずれかに該当する場合は、その者とは契約の締結を行いません。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当することとなった場合

イ 塩尻市から入札参加資格制限を受けることとなった場合

ウ 建築士法第 26 条第 2 項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合

エ 技術提案書の無効が判明した場合

オ その他本要領に違反した場合

(2) 契約の成立

優先交渉権者は、本公社と見積り合わせを行い、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、随意契約を締結します。ただし、優先交渉権者との契約が成立しない場合は、交渉権者と契約の交渉を行います。

ア 契約金額は当該参加者が提出した提案価格見積書の金額以内とします。

イ 契約締結後、速やかに提案価格見積書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、本公社に提出するものとします。

15 失格基準

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加資格を満たさなかったものとみなし、その参加者を失格とします。

(1) 技術提案書が無効となった場合

(2) 公開日以降、本事業又は本プロポーザルの内容を知る意図をもって審査委員会の委員又は関係者(事務局、塩尻市、基本設計者、関連資料中に名称の記載がある企業や団体、個人等)に対して直接的又は間接的に接触した場合

(3) 本要領の規定によらず現場確認を行った場合

(4) 参加資格を欠くに至った場合

(5) その他、本要領に違反した場合

16 その他

(1) 費用負担

プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。

(2) 提出書類の取り扱いについて

- ア 提出書類は返却しません。
- イ 提出書類は、審査以外に参加者に無断で使用しません。
- ウ 提出された技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することがあります。なお、開示する際は、技術提案書の写しを作成し使用することができるものとします。
- エ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を提案書類の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします。
- オ 原則として、参加表明書及び技術提案書の提出後は参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めません。

(3) 資料の取り扱い

技術提案書の作成のために事務局から受領した資料は、一切、公表及び他の業務に使用することはできません。

(4) 業務の履行

技術提案書に基づく本業務の履行ができなかった場合は、契約金額の減額、損害賠償請求、契約解除、違約金の請求などの措置を行う場合があります。

(5) 提案書の採用について

技術提案書の提案内容が、本業務にそのまま採用されるものではありません。

17 支払いに関する事項

支払方法及び時期は本事業の受注者と協議のうえ、以下を原則として決定します。

(1) 前金払

契約金額の10分の4の範囲内で前払金を請求することができるものとします。

(2) 中間前払金

行いません。

(3) 部分払い

行いません。

(4) 部分引渡しに係る部分払

行いません。

(5) 完成払い

全ての業務の完了後、契約代金額の残額を支払うものとします。